埼医業Ⅱ第１０１９号
令和２年７月２７日

郡市・大学医師会長　殿
（医療保険担当理事　殿）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について（向精神薬関連）

標記のことについて、日本医師会から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、参考までに本通知を本会ホームページに掲載いたしましたので、ご活用下さい。

【参考】
ホームページアドレス　　http://www.saitama.med.or.jp/hoken/index.html

担　当：業務Ⅱ課　藤崎
電　話：048-824-2611（代表）
ＦＡＸ：048-822-8515（代表）

埼加八潮医師会
収受
2.7.29
第592号

日医発第527号（保153）
令和２年７月22日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
中川俊男
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について（向精神薬関連）

令和２年７月17日付け保医発0717第１号　厚生労働省保険局医療課長通知により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和２年３月５日付け保医発0305第１号）が一部改正されましたのでお知らせ申し上げます。

今回の改正は、令和２年度診療報酬改定後に薬価基準に収載された下記の睡眠薬と抗精神病薬を標記通知の別添１（医科点数表）の「別紙36」（向精神薬の一覧）に追加したものとなっております。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和２年度　診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

記

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の
別添１（医科点数表）の「別紙 36」（向精神薬の一覧）の一部改正について

１．「別紙 36」の「睡眠薬」に以下の成分を追加
・レンボレキサント
（関連品目：令和２年４月 22 日薬価収載「デエビゴ錠 2.5mg」等）
・メラトニン
（関連品目：令和２年５月 20 日薬価収載「メラトベル顆粒小児用 0.2%」）

２．「別紙 36」の「抗精神病薬」に以下の成分を追加
・ルラシドン塩酸塩
（関連品目：令和２年５月 20 日薬価収載「ラツーダ錠 20mg」等）

（添付資料）
「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について　（通知中に新旧対照表を含む。）
（令２．７．17　保医発 0717 第１号　厚生労働省保険局医療課長）

保医発 0717 第 1 号
令和 2 年 7 月 17 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　　殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和２年３月５日付け保医発 0305 第１号）の一部を次のとおり改正することとしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段のご配慮を願いたい。

記

1　別添１別紙 36「睡眠薬」中「スボレキサント」の下に「レンボレキサント」及び「メラトニン」を加える。

2　別添１別紙 36「抗精神病薬」中「○　ブレクスピプラゾール」の下に「○　ルラシドン塩酸塩」を加える。

（別添　参考）

○「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

（傍線部分が改正部分）

改　正　後	改　正　前
別紙 36 睡眠薬 　ブロモバレリル尿素 　抱水クロラール 　エスタゾラム 　フルラゼパム塩酸塩 　ニトラゼパム 　ニメタゼパム 　ハロキサゾラム 　トリアゾラム 　フルニトラゼパム 　ブロチゾラム 　ロルメタゼパム 　クアゼパム 　アモバルビタール 　バルビタール 　フェノバルビタール 　フェノバルビタールナトリウム 　ペントバルビタールカルシウム 　トリクロホスナトリウム 　リルマザホン塩酸塩水和物 　ゾピクロン 　ゾルピデム酒石酸塩 　エスゾピクロン 　ラメルテオン 　スボレキサント 　<u>レンボレキサント</u> 　<u>メラトニン</u> 抗精神病薬（○印は非定型抗精神病薬、△は持続性抗精神病注射薬剤） ＜定型薬＞ 　クロルプロマジン塩酸塩 　クロルプロマジンフェノールフタリン酸塩	別紙 36 睡眠薬 　ブロモバレリル尿素 　抱水クロラール 　エスタゾラム 　フルラゼパム塩酸塩 　ニトラゼパム 　ニメタゼパム 　ハロキサゾラム 　トリアゾラム 　フルニトラゼパム 　ブロチゾラム 　ロルメタゼパム 　クアゼパム 　アモバルビタール 　バルビタール 　フェノバルビタール 　フェノバルビタールナトリウム 　ペントバルビタールカルシウム 　トリクロホスナトリウム 　リルマザホン塩酸塩水和物 　ゾピクロン 　ゾルピデム酒石酸塩 　エスゾピクロン 　ラメルテオン 　スボレキサント 抗精神病薬（○印は非定型抗精神病薬、△は持続性抗精神病注射薬剤） ＜定型薬＞ 　クロルプロマジン塩酸塩 　クロルプロマジンフェノールフタリン酸塩

ペルフェナジンフェンジゾ酸塩	ペルフェナジンフェンジゾ酸塩
ペルフェナジン	ペルフェナジン
ペルフェナジンマレイン酸塩	ペルフェナジンマレイン酸塩
プロペリシアジン	プロペリシアジン
フルフェナジンマレイン酸塩	フルフェナジンマレイン酸塩
プロクロルペラジンマレイン酸塩	プロクロルペラジンマレイン酸塩
レボメプロマジンマレイン酸塩	レボメプロマジンマレイン酸塩
ピパンペロン塩酸塩	ピパンペロン塩酸塩
オキシペルチン	オキシペルチン
スピペロン	スピペロン
スルピリド	スルピリド
ハロペリドール	ハロペリドール
ピモジド	ピモジド
ゾテピン	ゾテピン
チミペロン	チミペロン
ブロムペリドール	ブロムペリドール
クロカプラミン塩酸塩水和物	クロカプラミン塩酸塩水和物
スルトプリド塩酸塩	スルトプリド塩酸塩
モサプラミン塩酸塩	モサプラミン塩酸塩
ネモナプリド	ネモナプリド
レセルピン	レセルピン
△　ハロペリドールデカン酸エステル	△　ハロペリドールデカン酸エステル
△　フルフェナジンデカン酸エステル	△　フルフェナジンデカン酸エステル
＜非定型薬＞	＜非定型薬＞
○△リスペリドン	○△リスペリドン
○　クエチアピンフマル酸塩	○　クエチアピンフマル酸塩
○　ペロスピロン塩酸塩水和物（ペロスピロン塩酸塩）	○　ペロスピロン塩酸塩水和物（ペロスピロン塩酸塩）
○　オランザピン	○　オランザピン
○△アリピプラゾール（アリピプラゾール水和物）	○△アリピプラゾール（アリピプラゾール水和物）
○　ブロナンセリン	○　ブロナンセリン
○　クロザピン	○　クロザピン
○　パリペリドン	○　パリペリドン
○△パリペリドンパルミチン酸エステル	○△パリペリドンパルミチン酸エステル
○　アセナピンマレイン酸塩	○　アセナピンマレイン酸塩
○　ブレクスピプラゾール	○　ブレクスピプラゾール
○　ルラシドン塩酸塩	